

平成29年度 第二種金融商品取引業者説明会

「平成29事務年度金融行政方針等について」



平成30年2月22日
財務省関東財務局

Ⅱ. 活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現、市場の公正性・透明性の確保

顧客本位の業務運営の確立・定着等を通じた家計の安定的な資産形成 (1/2)

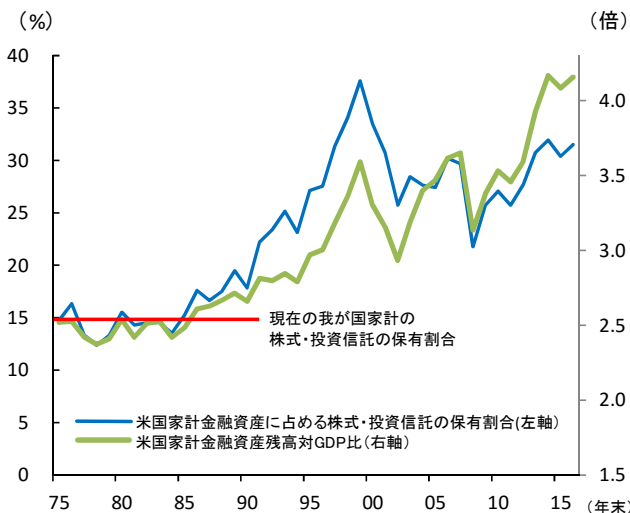
- 我が国の家計金融資産の伸びは、米国に比べはるかに低い(過去20年間の増加率は、我が国の1.54倍に対し米国は3.32倍)
 - ✓ 米国と我が国では、家計金融資産の構成比に大きな差(米国は金融資産の46.2%が株式・投資信託、我が国は51.7%が現預金)
 - ✓ 米国家計もかつては今の我が国の家計と同程度しか株式・投資信託を保有していなかったが、401(k)やIRAの普及が資産の分散を後押し (注)401(k)は企業型確定拠出年金、IRAは個人向け確定拠出年金
- 我が国においても、家計の安定的な資産形成に向け、長期・積立・分散投資の普及・定着を促していく必要

家計金融資産の日米比較

		日本	米国
残高	2016年 (A)	1,815兆円	8,821兆円
	1995年 (B)	1,182兆円	2,343兆円
	増加率 (A/B)	1.54倍	3.32倍
運用リターンによる残高の増加率 (1995年比)		1.20倍	2.45倍
現預金の割合		51.7%	13.7%
株・投資信託の割合 (うち年金・保険等を通じた間接保有分)		18.6% (3.7%)	46.2% (16.1%)
家計所得のうちの勤労所得と財産所得の比 (2015年)		8 : 1	3 : 1

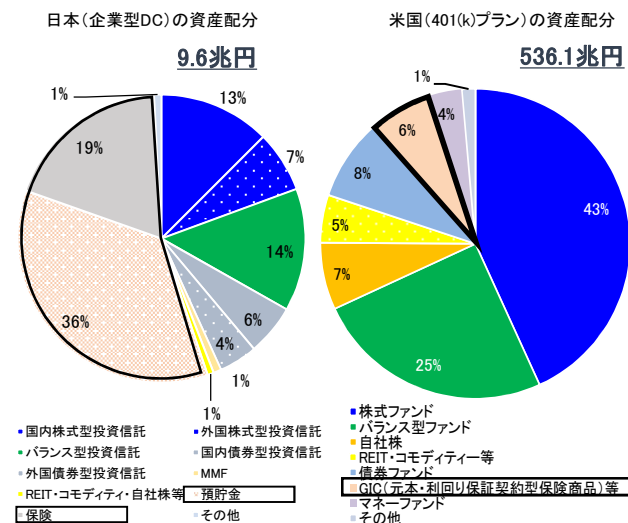
(注1)特に記載のない部分につき、数値は2016年末時点。
 (注2)右の為替レートを使用(1995年末 1ドル=102.9円、2016年末 1ドル=116.9円)。
 (注3)米国の残高増加率は、ドル建の数値で算出。
 (注4)勤労所得は賃金・俸給(個人事業主が受け取る報酬は含まない)。
 財産所得は金融資産による所得(利子・配当・その他の投資所得)+不動産賃貸料(金融資産や不動産の譲渡益・含み益は含まない)。
 (資料)日本銀行、FRB、Bureau of Economic Analysis、内閣府より、金融庁作成。

米国家計金融資産の株式・投資信託の保有割合の推移



(注)株式・投資信託の保有割合は、年金・保険等による間接保有分を除いた直接保有分の割合。
 (資料)FRB、Bureau of Economic Analysisより、金融庁作成。

我が国の企業型DCと米国401(k)の資産配分の比較

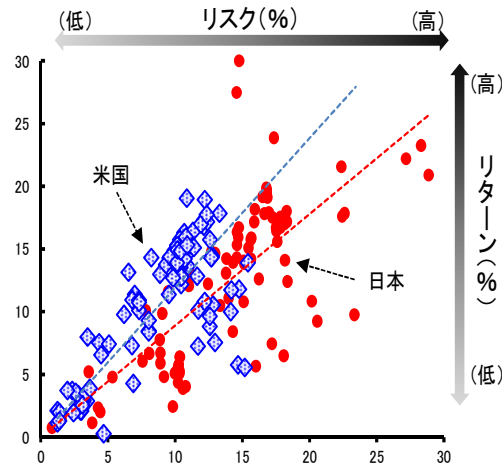


(注1)□は元本確保型商品。
 (注2)日本の資産配分の割合及び運用資産額は2016年3月末の数値。
 (注3)米国の資産配分の割合は2014年末の数値、運用資産額は2015年末の数値(1ドル=120.6円にて換算)。
 (資料)ICI/EBRI database、運営管理機関連絡協議会等より、金融庁作成。

顧客本位の業務運営の確立・定着等を通じた家計の安定的な資産形成（2/2）

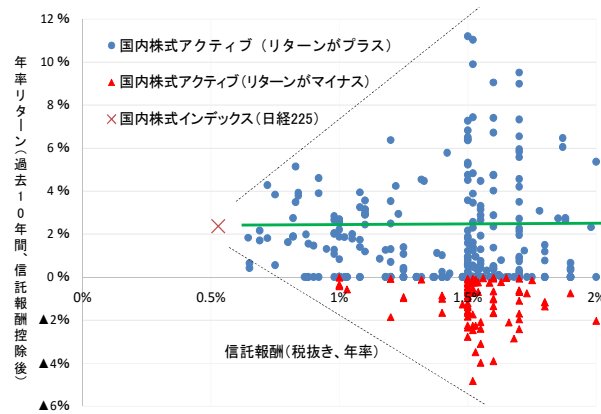
- 我が国の投資信託の販売実態等を見ると、引き続き以下の傾向が見られる
 - ①米国と比べ、リスクに見合うリターンをあげていない投資信託が多い
 - ②パフォーマンスの良いアクティブ運用投資信託が少ない
 - ③テーマ型投資信託が多い(売買のタイミングを適切に見極めることは困難) ④回転売買が多い
 - ⑤高い販売手数料や信託報酬の投資信託が多い ⑥販売会社と系列の運用会社との結びつきが強い
- 顧客本位の業務運営に真剣に取り組む金融機関が見られるほか、つみたてNISAの対象商品として、手数料が低く長期の資産形成を指向する投資信託が増えるなど、新たな動きも見られる

日米の投資信託の純資産総額上位100銘柄(設定後5年超)のリスク・リターン分布



(注1) 日米とも、2017年5月末の純資産総額上位100銘柄(設定後5年超)。
 (注2) 日本は、ETF、DC専用、ラップ・SMA専用を除く公募株式投資信託。
 米国は、ETF、DC専用、MMFを除く公募投資信託。
 (注3) リスクは、5年間の月次リターン標準偏差(年率換算)。
 リターンは、5年間のトータルリターン(年率換算)。
 (注4) 図の点線は近似曲線。
 (資料) Bloombergより、金融庁作成。

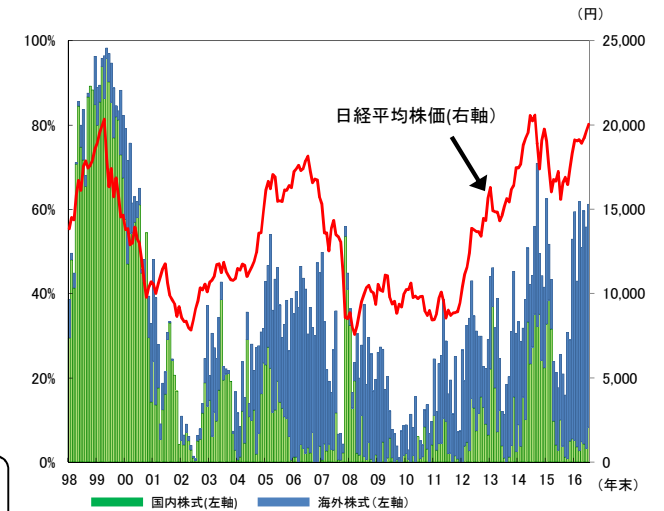
アクティブ運用投資信託の信託報酬とリターン



国内株式アクティブ運用投資信託全体のうち、
71%が日経225参照インデックス運用投資信託のリターンを下回る。

(注1) 10年以上存続している国内株式へ投資するアクティブ運用投資信託(DC専用を除く281本)について調査。
 (注2) 信託報酬には、ファンドオブファンズの場合、投資先ファンドの信託報酬を含む。
 (注3) 緑線は、国内株式インデックス(日経225)の年率リターンを示す。
 (資料) QUICK、Bloomberg(2016年11月末時点)より、金融庁作成。

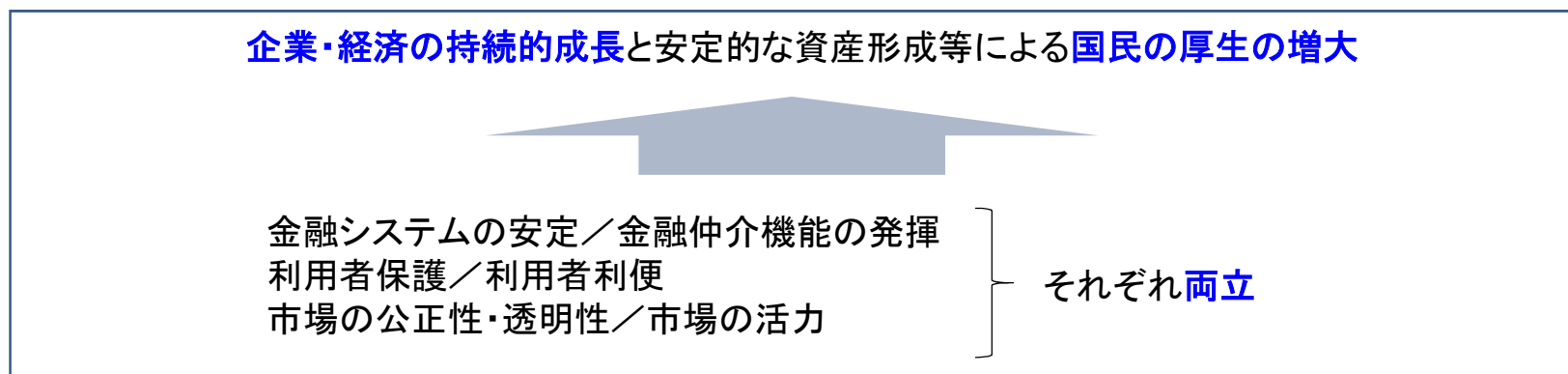
投資信託販売額に占める株式投資信託の割合と日経平均株価の推移



(注) 資金純増上位50ファンドが対象(期間:1998年12月から2017年6月まで)。
 (資料) 投資信託協会等より、金融庁作成。

I. 金融行政運営の基本方針

- 金融庁では、金融行政の目標を下記の通り明確化

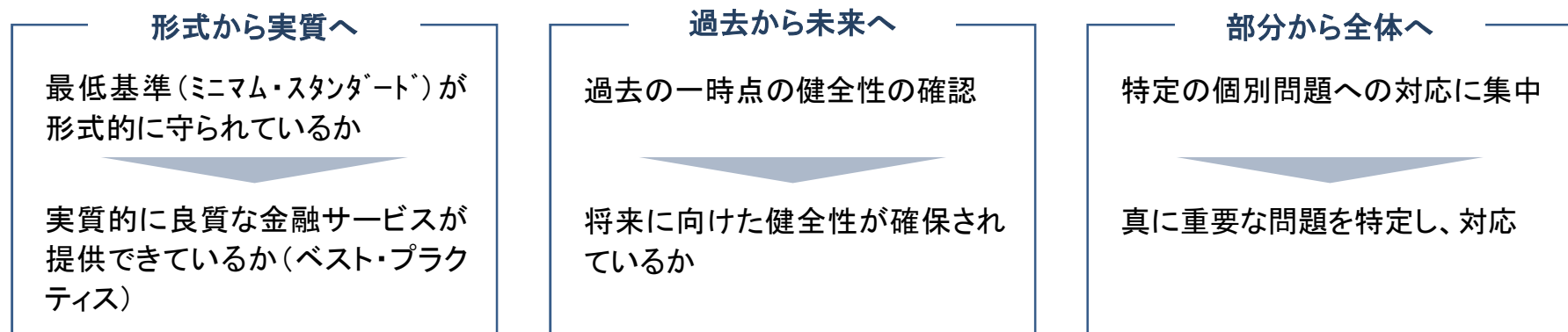


- こうした目標が、単なる標語ではなく、職員が常にこれを意識して業務運営に携わるよう、下記の金融庁・金融行政の改革を実施
 - ✓ 組織文化(カルチャー)の変革
 - ✓ ガバナンスの改革
 - ✓ 組織の見直し
 - ✓ 検査・監督のあり方の見直し 等

Ⅱ. 金融当局・金融行政運営の改革

検査・監督のあり方の見直し

- 金融行政の視野を、「形式・過去・部分」から「実質・未来・全体」へと広げた新しい検査・監督を実現する



- そのため、以下の点を含む「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を策定
 - ✓ ルールとプリンシプルのバランスを重視
 - ✓ ベスト・プラクティスの追求
 - ✓ 金融機関の取組みの「見える化」
 - ✓ フォワードルッキングな視点での「動的な監督」

その他

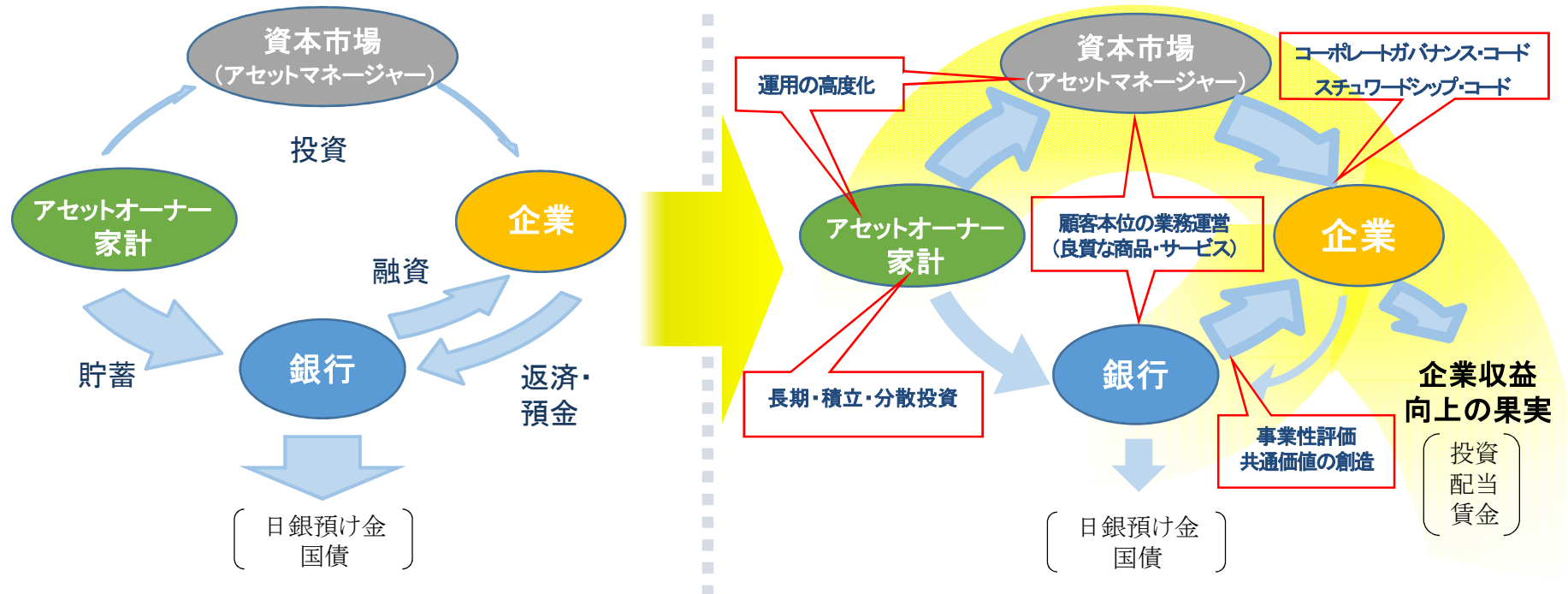
- 許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化

Ⅲ. 金融上の課題の包括的検討

- 各種行政施策の評価を行うとともに、金融を巡る環境の変化に伴い、新たな課題に遅れず対応する必要

- 国全体として最適な資金フローが実現しているか、どうすればより良い均衡が実現するのかといった観点から、課題の分析と政策手段を提示
- 金融の全体像について包括的(holistic)かつ将来の変化も見据えて(forward-looking)検証

金融と経済の好循環のイメージ



IV. 国民の安定的な資産形成に資する金融・資本市場の整備

家計の安定的な資産形成の推進と顧客本位の業務運営

(1) 「顧客本位の業務運営」の確立と定着

2017年3月
「顧客本位の業務
運営に関する
原則」を公表



- 「原則」の定着に向け、金融機関の取組みの「見える化」を促進
 - ✓ 金融機関間で**比較可能なKPI等**の公表
 - ✓ 金融機関へのモニタリング
 - －把握した結果について、**全体の傾向**や**取組事例**等を取りまとめ公表
 - －金融機関が掲げる顧客本位の**取組方針**を分析・検証

(2) 長期・積立・分散投資の推進

2018年1月
つみたてNISAの
開始



- 官公庁や民間企業への横展開を視野に、**金融庁**において**職場つみたてNISA**を導入
- 職場つみたてNISAの導入と連携した**投資教育**の推進
- **新たな情報発信チャネル**の活用

(3) 退職世代等に対する金融サービスのあり方の検討

退職世代等が
家計金融資産の
6割を保有



- 退職世代等の様々な状況を踏まえ、**金融資産の運用・取崩し**をどのように行い、**幸せな老後**につなげていくか、**金融業**はどのような貢献ができるのか検討

V. 金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保

証券会社

- 市況等に左右されにくい**安定的な収益・財務基盤の構築**、IT化に伴う**顧客ニーズの変化**等、証券会社を取り巻く**経営環境の変化への適切な対応**が課題（顧客利益を十分考慮しない、既存の営業体制を前提にしたビジネスモデルには、限界がある可能性）



- **顧客本位の持続可能なビジネスモデル構築**に向けての取組みについてモニタリング

適格機関投資家等特例業務届出者

- 引き続き問題のある業者に対し、**必要に応じて監督上の対応（業務改善・停止・廃止命令等）を行う**とともに、新たに、連絡が取れない業者に対しては、一定期間の公表を経て業務廃止命令を発出する等の適切な対応

第二種金融商品取引業者及び投資助言・代理業者

- 顧客に対する広告・勧誘及びファンド運営の実態に関する情報分析・検証を進めた**リスクベースでのモニタリング**

VI. IT技術の進展等への対応

業態別の法体系から機能別・横断的な法体系への見直しの検討

金融システムを取り巻く環境の変化

- ITの進展等により、金融サービスの**アンバンドリング・リバンドリング**の動きが拡大
- 金融機関の**ビジネスモデルの再構築**を阻害しないような制度整備が必要

現行法制の特徴と課題

- ① **類似のサービス**でも、業態によって**ルールが異なる**
- ② 金融に関する**統一的な基本的概念・ルールが存在しない**
- ③ 各業法に**環境の変化に対応していない規制**が存在する可能性

検討の方向性

- ① **同一の機能・リスク**には**同一のルール**を適用
- ② 金融に関する**基本的概念・ルールを横断化**
- ③ 環境の変化に対応すべく**規制を横断的に見直し**
➡ 金融審議会において検討に着手

フィンテックを我が国の経済・金融の発展につなげていくための方策

- 企業の財務・決済プロセス全体のIT処理化を通じ、利用者利便や生産性の向上を実現
- 金融機関とフィンテック企業によるイノベーションを促進する環境を整備
- フィンテックに係る国際的ネットワークを強化

サイバーセキュリティ

- **サイバーセキュリティ演習への参加の拡充**などによる中小金融機関の対策の底上げ

VII. 顧客の信頼・安心感の確保

- 金融機関のコンプライアンスは、企業価値やレピュテーションの維持・向上に資するとの観点を踏まえ、リスク管理の一環として、意見交換を通じ、当局の行政手法のあり方について検討
- 投資商品に係る悪質・詐欺的な勧誘事案に対しては、警察当局や消費者庁等と情報を共有する等連携して対応。無登録業者に対しては、速やかに警告書を発出し公表。フィンテックに係る国際的ネットワークを強化
等

VIII. その他の重点施策

- 震災等自然災害への対応
- 東京国際金融センター構想の推進
- 業務継続態勢の整備

等